

## 日本学校ソーシャルワーク学会 第17回大会口頭発表における倫理的配慮について

この配慮は、独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」2015年2月、文部科学省大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」2015年8月、国立研究開発法人科学技術振興機構「研究者のみなさまへ―責任ある研究活動を目指して―」2017年10月等を参考にして作成しております。口頭発表に向けて取り組む際には、必ずお読みください。

### 1. 研究データ・資料の開示、論理の展開、結論の提示等が、正確で客観的なものになっていますか。

研究成果の発表には、研究者相互間の吟味・批判によって成り立つチェックシステムへの参入の意味があります。したがって、研究活動によって得られた成果は、可能な限り正確かつ客観的で検証可能なデータ・資料を提示しながら公開され、論理的な考察によって結論に到達していることが望まれます。

### 2. 先行研究等を調べて、発表しようとする研究の意義を明らかにしていますか。

すでに研究結果が明らかになっているテーマについて、新たな研究上の意義付けを行わずに繰り返して発表することは研究倫理に反します。先行する研究との関係において自らの研究を位置付けることが必要です。

### 3. 著作権等の侵害がないように配慮していますか。

文献から本文を引用する場合は、出典（文献）とともに引用箇所を明記してください。図・表の転載についても同様です。既存の尺度を使用する場合は、必要に応じて尺度の作成者から許諾を得たことを記載し、出典（文献）を明記してください。

### 4. 研究対象者等を特定されないように、個人情報に配慮していますか。

研究対象者の個人情報に配慮し、論文や発表要旨等の記述内容から研究対象者が特定できないようにすることが必要です。研究根拠を示すために、どうしても個人情報を掲載せざるを得ない場合には、当該利害関係者から掲載の承諾を得られていることを明記してください。

### 5. 研究への参加によって対象者への不利益がないように配慮していますか。

研究対象者への負担や不利益を避けるために配慮したこと等について記載することが望まれます。研究依頼の内容と方法（自由意思による同意等）、予測されるリスクと対策、研究データの取扱い・公表等、研究の全過程において、どのような倫理的配慮を行ったのかを簡潔に記載してください。

### 6. 法令が遵守されていますか。

研究の実施にあたっては、法令や関係規則が遵守されていなければなりません。